

再任用職員の年次休暇の取扱いに関する要綱

制 定 平27. 4. 1

改 正 令元. 10. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法第28条の4第1項および第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の年次休暇の取扱いについて定めるものとする。

(年次休暇)

第2条 年次休暇については、任用時に付与するものとし、その期間については、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第3条 年次休暇の繰り越しについては、定年等による退職以前の勤務と継続する場合は、付与日数を上限として繰り越すことができる。

第4条 年次休暇の更新時の繰り越しについては、付与日数を上限として繰り越すことができる。

第5条 年次休暇の付与日数については、職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号。以下「休暇規則」という。）および大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号。以下「就業規則」という。）で定めるとおりとする。ただし、再任用短時間勤務職員において、定年等による退職の日から引続き勤務を継続する場合で、勤務時間が週30時間以上であるときは、週所定勤務日数にかかわらず、20日の年次休暇を与えるものとする。

(大阪市職員であったものであって、引続き再任用職員となったものの取扱い)

第6条 休暇規則附則第2項第3号および就業規則附則第2項第3号に規定する、大阪市職員であったものであって、引続き再任用職員となったものの年次休暇の取扱いについては下記のとおりとする。

- 1 大阪市を定年等退職後、引続き再任用職員となったもの、および再任用職員として任用される日の前日に大阪市の再任用職員であったもののうち、大阪市を定年等退職後、引続き大阪市再任用職員であったものについては、定年等退職以前の勤務と継続するものとして取扱い、第2条、第3条、第4条および第5条の規定を適用する。

(実施細目)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。